○奨学金の返還方法等について

1．　奨学金の返還方法について

卒業した年の１０月（令和５年１０月）から、決められた金額を、預貯金口座から毎月２７日に口座振替（引落し）によって返還していただきます。

2．　返還金額について

貸付額に応じてそれぞれ返還する金額が決められています。

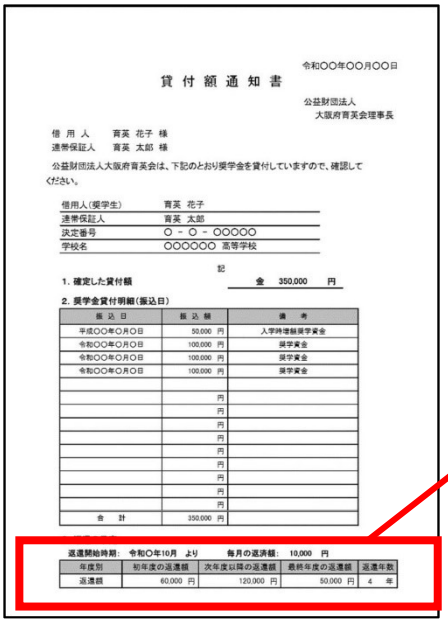

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸付額通知書

公益財団法人
大阪府育英会理事長

借用人　育英 花子 様
連帯保証人　育英 太郎 様

公益財団法人大阪府育英会は、下記のとおり奨学金を貸付していますので、確認してください。

借用人（奨学生）	育英 花子
連帯保証人	育英 太郎
決定番号	〇－〇－〇〇〇〇〇
学校名	〇〇〇〇〇〇 高等学校

記

1. 確定した貸付額　金 350,000 円

2. 奨学金貸付明細（振込日）

振込日	振込額	備考
平成〇〇年〇月〇日	50,000 円	入学時増額奨学金
令和〇〇年〇月〇日	100,000 円	奨学資金
令和〇〇年〇月〇日	100,000 円	奨学資金
令和〇〇年〇月〇日	100,000 円	奨学資金
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	350,000 円	

返還開始時期：令和〇年10月　より　　毎月の返済額：10,000 円

年度別	初年度の返還額	次年度以降の返還額	最終年度の返還額	返還年数
返還額	60,000 円	120,000 円	50,000 円	4 年

あなたの毎月の返還額

3. 返還の予定

返還開始時期：令和〇年10月　より　　毎月の返済額：10,000 円

年度別	初年度の返還額	次年度以降の返還額	最終年度の返還額	返還年数
返還額	60,000 円	120,000 円	50,000 円	4 年

3．　返還が困難になった場合等

失業など事情により約束通りの返還が難しい場合は、必ず大阪府育英会に相談をしてください。

事情により、返還の猶予や毎月の返還額を軽減することができます。

4．　大学等へ進学される方へ

卒業後に大学等へ進学した場合、学校に在学する期間は申請手続きにより返還が猶予することができます。

【手続きの方法】

① 「在学証明書」を４月に入学した後、大学や専門学校で取得
② 「返還猶予願（在学猶予）」を記入（返還のしおり 26 ページ）
③ 「在学証明書」と「返還猶予願（在学猶予）」を大阪府育英会へ送付

※猶予には手続きが必要です。
わからないことがあれば、大阪府育英会へお問い合わせください。